

介護保険「負担限度額認定証」申請手続きについて

特別養護老人ホーム、介護保険老人保健施設、介護療養型医療施設又はショートステイを利用され、食費・居住費（滞在費）の減額を受けるためには、申請手続きが必要です。

【 減額対象となる方 】

次の要件をすべて満たす方

所得要件	本人、及び本人が属する世帯の全員が住民税非課税（別世帯の配偶者も同世帯員として扱います）であること
資産要件	預貯金等の資産の合計額が一定額（単身の場合は 1,000 万円、夫婦の場合は 2,000 万円）以下であること

【 利用者負担段階 】

収入に応じて利用者負担段階が決定されます

利用者負担段階	対象となる人	
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none">生活保護を受給している人市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人	軽減対象者
第 2 段階	<ul style="list-style-type: none">市町村民税世帯非課税で年額の合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）の合計額が 80 万円以下の人	
第 3 段階	<ul style="list-style-type: none">市町村民税世帯非課税で年額の合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）の合計額が 80 万円を超える人市町村民税世帯課税で特例減額措置を受けている人	
第 4 段階	<ul style="list-style-type: none">本人または配偶者が市町村民税を課税されている人同じ世帯に市町村民税課税者がいる人	

【 申請必要書類 】

介護保険負担限度額認定申請書

同意書

「預貯金等の資産の額がわかる書類」（詳しくは次ページをご覧ください）

については、必ず押印をお願いします。夫婦の場合でも別々の印鑑を押印してください。

配偶者「有」の方は、同一世帯か別世帯かにかかわらず、配偶者名義の通帳等の写しの添付も必要となります。

個人番号欄が空白であっても申請を受け付けます。個人番号の記載がある場合は、個人番号確認及び、本人確認が必要となります。

預貯金等の資産の額がわかる書類とは・・・

通帳の表紙裏面「銀行名・支店・名義」のページ、申請日時点での「最終の残高」がわかるページ（と直近2カ月の残高の異動がわかるページ）の写しが必要です。その他、証券等も資産に該当します。（下記の表を参照ください）

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（普通・定期） 口座名義等の記載ページ(通帳表紙の裏面) 口座残高の記載ページ（必ず記帳して下さい） 申請日の直近から原則として2か月前までの通帳等の写しの添付が必要になります。
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金（いわゆるタンス預金）	自己申告

【注意事項】

本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、金融機関に照会することへの同意書の提出が法律で定められています。（介護保険法施行規則第83条の6第2項）

「同意書」の記入・押印がない場合は、申請書を受付できません。

虚偽の申請により不当に軽減を受けると、軽減額の返還に加えて、最大で軽減額の2倍の加算金を支払うことになる場合があります。

生活保護受給者については添付書類は必要ありません。

結果通知書（認定・却下）等は、必ずケアマネジャー又は入所中の施設へご提示ください。

本認定は毎年8月に更新手続きが必要です。

その他、ご不明なことがありましたら、下記までお問い合わせください。

<お問合せ先>

〒708-8501

津山市山北520番地

津山市環境福祉部高齢介護課

（本庁1階11番窓口）

電話（0868）32-2070